

令和3年第2回（通算756回）中山町農業委員会会議録

令和3年2月24日午前9時、中山町役場202会議室において令和3年第2回（通算756回）中山町農業委員会総会を招集する。

○出席した委員

- |         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 1) 東海林一 | 2) 庄司正   | 3) 横山昭義 |
| 4) 今野宏  | 6) 高橋富貴子 | 7) 折笠満  |
| 8) 秋葉俊博 | 9) 石沢伸悦  |         |

●会議の事件は次のとおり

- 議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第4号 農地法第3条の規定による下限面積の設定について
- 議第5号 令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第6号 令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第7号 令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第8号 令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議 長 本日は8名が出席しており、定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回通算756回中山町農業委員会総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

議 長 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、本会会議規則第13条第2項の規定により、議長において1番 東海林一委員、2番 庄司正委員を指名いたします。

---

議 長 議第2号農地法3条の規定による許可申請について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 2月15日、中山町役場202会議室において農地常任委員会

を開催し、事前審議を行いました。申請内容は、農地の所有権移転の許可申請でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明していただきますので、本総会において、なお一層の審議をよろしく申し上げます。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他1件に係る所有権移転の許可申請について説明した。

議長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。

議長 議第2号農地法3条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議長 異議ないものと認め、議第2号農地法3条の規定による許可について、原案のとおり可決いたします。

---

議長 議第3号農地法3条の規定による許可申請について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、農地の賃借権設定の許可申請でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明していただきますので、本総会において、なお一層の審議をよろしく申し上げます。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他1件に係る賃借権設定の許可申請について説明した。

議長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。

議長 議第3号農地法3条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議長 異議ないものと認め、議第3号農地法3条の規定による許可について、原案のとおり可決いたします。

---

議 長 議第4号農地法第3条の規定による下限面積の設定について、審議に入ります。本件について、今野宏農政常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 農地法第3条の規定による下限面積の設定について2月15日、中山町役場202会議室にて農政常任委員会を開催し、事前審議を行ったところ、現行の下限面積30アールの変更は行わないとすることといたしました。なお、配布した資料について事務局から説明していただきますので、今総会において、一層の審議をよろしくをお願いします。

鈴木主査 農地法第3条の規定による下限面積の設定について説明した。  
議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第4号農地法第3条の規定による下限面積の設定について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第4号農地法第3条の規定による下限面積の設定について、原案のとおり可決いたします。

---

議 長 議第5号令和3年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の新規賃借権設定にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくをお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他3件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第5号令和3年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第5号令和3年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

---

議 長 議第6号に入る前に一言申し上げます。議第6号につきましては、6番高橋富貴子委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。休憩します。

—— 高橋富貴子委員退席 ——

議 長 再開します。議第6号令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の新規賃借権設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第6号令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第6号令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。休憩します。

議 長 議第7号令和3年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権再設定にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他1件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第7号令和3年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第7号令和3年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第8号に入る前に一言申し上げます。議第8号につきましては、6番高橋富貴子委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。休憩します。

議 長 再開します。議第8号令和3年農用地利用集積計画に係る中山

町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3 番委員      本案件は、利用集積計画の賃借権再設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査      ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長      ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長      これで質疑を終結いたします。

議 長      議第 8 号令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長      異議ないものと認め、議第 8 号令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。休憩します。

————— 高橋富貴子委員着席 —————

---

議 長

以上で本日の全会議の審議を終了しましたので、本会議を閉会します。

議決した事件は次のとおり

- 議第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議第 4 号 農地法第 3 条の規定による下限面積の設定について
- 議第 5 号 令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 6 号 令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 7 号 令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 8 号 令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員